

大雪地区広域連合公告式条例

平成 15 年 8 月 1 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条で準用する法第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(公布するときの署名掲示)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

東川町役場前掲示場

美瑛町役場前掲示場

東神楽町役場前掲示場

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

2 前項の掲示は、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、広域連合の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第 1 項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。但し同条第 1 項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関名」、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(規約の公表)

第 6 条 広域連合規約の公表については、第 4 条の規定を準用する。

(施行期日の定め)

第 7 条 規則又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又

は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。